

ニセコの景観まちづくり～地域を揺るがす開発～ －第2回都市地域セミナー 開催報告－

伊藤 徳彦 一般社団法人北海道開発技術センター／日本都市計画学会北海道支部 幹事

1. はじめに

本稿では、北海道支部の事業である本年度第2回都市地域セミナーを報告します。

良好な景観形成には住民・行政・事業者など多様な関係者の「インタラクティブ（相合対応）」なデザインプロセスが重要です。本セミナーでは、柳田氏から、3つの事例（60～80年代小樽運河と石造倉庫群、60～80年代川越一番街まちづくり、80年代ニューヨークトランプシティ計画）を踏まえ、ニセコ町のインタラクティブな景観づくりの現状と可能性について講演をいただきました。討論では、ニセコ町の景観行政に参画する沼尻氏にコメンテーターをいただきました。

ニセコ町では、平成13年4月施行の日本で最初の自治基本条例「ニセコ町まちづくり基本条例」の下、平成16年10月に「ニセコ町景観条例」を施行しました。景観条例第30条に「（一定規模以上の）開発事業者は、当該事業の内容及び工事施工方法並びに景観への影響について、関係住民等の理解を得るため、説明会を開催」することが定められています。

＝第2回都市地域セミナー＝

○日時：令和5年10月26日木曜日18時～20時

○会場：北海道開発技術センター大会議室

○講演／講師：ニセコの景観まちづくり～地域を揺るがす開発～／柳田良造氏（建築家・プラハアソシエイツ(株)代表・岐阜市立女子短期大学名誉教授）

○討論／コメンテーター：沼尻賢治氏（ニセコ町在住、文筆家・帽子屋主宰、ニセコ景観研究会、ニセコ町建築ガイドライン検討委員等）

○参加者：支部学会員・ニセコ町民など40名

2. 柳田良造氏の講演

私、昨年初めて住民説明会に参加したとき、大変驚きました。開発事業者が主導し、会場設営から開発案を説明することまで行うのです。行政は、住民と一緒に会場席に座り、事業者の説明を聞き、質問意見を述べるのです。説明会の回数も決まっておらず、必要に応じて開催されます。

仕組みとして大変対話型で直接型です。景観づくりは行政や専門家がきちっとやればいいものができるというわけではなく、住民の意識見識の高まることが

重要です。ニセコ町の仕組みにはその可能性がある。

住民は、専門家ではないから、過去、事業者の説明する開発案が理解できず、理解できないまま開発が進んでしまい、結果説明会に無力感を感じる場合の多かったと聞いています。そこで、私の関わったこの度の説明会では、「模型」を使って事業を可視化するとともに、事業者の開発案に対して専門家の「代替案」を提示して審議する「景観デザインレビュー」の方法を導入しました。町長・住民にわかり易いと好評でした。

景観法の第5章には、「景観行政団体の長が、一般公益法人又はNPO法人で、業務を適正確実に行える団体を、「景観整備機構」に指定できる」という条文があります。そこで今、ニセコ町にある既存の団体「ニセコ景観研究会」を景観整備機構に位置づけて住民・行政と専門家が協働で景観づくりを行う仕組み「ニセコイニシアティブ」を整備することを関係者と検討しているところです。

3. 沼尻賢治氏のコメント

過去、行政の指導があるから義務的に住民説明会を開催する開発事業者が多く、説明会に無力感を感じる場合も度々でした。しかし最近は住民の知りたい資料が提供される説明会に少しずつ変わってきています。

今後は、柳田さんらと今行っている、住民・行政と専門家が守るべき景観は何かを整理し、それを事業者と共有し、協働で景観づくりを行う仕組み「ニセコイニシアティブ」を整備することが重要と考えています。

林を一つ潰して住宅地を開発するのではなく、緑の繋がった「緑のコリドー」があるからこそ町全体の生態系が保たれていることを事業者には十分意識して開発いただくことが重要と思っています。

私は今、町内会長を務めています。開発される物件もやがて町内会に属するのです。事業者は町内会とのつき合いにまで配慮することが重要です。そこまで考えて開発していただけたらニセコ町の景観や環境は守られていくと思います。



【写真】第2回都市地域セミナー／沼尻氏（左）と柳田氏（右）